

ふるさとひょうご寄附金制度（現地決済型寄附制度）の運用業務委託契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、旅先納税サービス等を活用した「ひょうご旅先納税」（第1条において定義する。）の提供にあたり、「ひょうご旅先納税」提供に係る管理業務の一部、およびシステム提供を甲が乙に対して委託することに関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本契約の目的）

1. 本契約は、使用者が旅行中等に現地決済型寄附制度（以下「ひょうご旅先納税」という。）によりオンラインで寄附を行い、リアルタイムに県内で使えるデジタルチケット（以下「ひょうご旅先 e 街ギフト」という。）を返礼品として甲が使用者に提供することによって、観光産業をはじめとする地域経済の活性をはかることを目的とする。
2. 前項の目的達成のため、甲は乙に対し、ひょうご旅先納税の提供にかかる管理業務の一部および旅先納税サービス、e 街ギフトサービス、GION サービス及びギフトバーコードサービス（以下「本サービス」と総称する。）の提供を委託する。甲及び乙は、互いに、信頼と協調の精神に則り、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（定義）

1. 「e 街ギフトサービス」とは、通信インフラを利用し、ユニークなURLを都度発行してスマートデバイスに表示したギフト券やクーポン等（以下「デジタルチケット」という。）の発行から消し込みまでの利用状況のデータ管理・運営を行うことができるサービスをいう。
2. 「旅先納税サービス」とは、デジタルチケット販売サイト画面及び当該販売サイトにおいて旅先納税サービス ID を利用者に発行し、当該 ID を管理し、利用者を認証することを可能にする機能、及び当該利用者が当該販売サイトにおいて当該販売サイトと決済代行サービスへ接続する機能をいい、「旅先納税サービス」とは、当該一連の機能を利用することのできる、乙が提供するシステム及び運用保守サービスをいう。
3. 「旅先納税サービス ID」とは、旅先納税サービス上で利用者が登録した情報と紐づく ID をいう。
4. 「GION サービス」とは乙が提供する、乙の運営管理する消し込み端末を利用した消し込みのための認証サーバーを提供するサービスをいう。
5. 「ひょうご旅先 e 街ギフト」とは、乙が発行する e 街ギフトサービスを利用して発行する、使用者が加盟店において所定の方法で使用することにより指定金額の決済ができる、兵庫県の発行する前払式支払手段たるデジタルチケット（電子商品券）であって、兵庫県内の複数の加盟店において利用できる前払式支払手段又はこれに準ずるものをいう。
6. 「消し込み」とは、使用者がひょうご旅先 e 街ギフトを加盟店で使用した際に、スマートフォンへ押印すること又はバーコードを読み取ること等により、兵庫県 e 街ギフトを使用済み登録又は金額減算することをいう。
7. 「電子スタンプ」とは、使用者が兵庫県 e 街ギフトを使用した際に、加盟店が兵庫県 e 街ギフトの消し込みを行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいう。
8. 「使用者」とは、兵庫県 e 街ギフトを返礼品として受け取り、加盟店において利用することを行う者をいう。
9. 「加盟店」とは、甲乙協議の上定めたひょうご旅先 e 街ギフトの加盟店規約に同意の上、ひょうご旅先 e 街ギフトに関する所定の申込書または申込フォームからの申請を乙に対して提出し、甲の承諾を得て加盟店に加入した個人、法人及びその他団体をいう。
10. 「指定金額」とは、使用者が、加盟店において、ひょうご旅先 e 街ギフトを使用して決済する際に指定した金額をいう。

第3条（委託内容）

1. 乙は甲に対して以下に定める業務（以下「本業務」という。）を遂行するものとする。
 - ① 旅先納税サービスを通じた返礼品としてのひょうご旅先e街ギフトの受取サイト画面の利用機能の提供
 - ② 旅先納税サービスを通じた利用者認証機能の提供
 - ③ 旅先納税サービスを通じた納税者情報の取得機能の提供
 - ④ 消し込み端末と連携したひょうご旅先e街ギフトの消し込み時の認証機能の提供
 - ⑤ e街ギフトサービスを通じたひょうご旅先e街ギフトの受取機能の提供
 - ⑥ 以下各種規約及びマニュアルの制定、改定等のサポート業務を含む初期設定業務
 - ア. ひょうご旅先e街ギフト利用規約
 - イ. ひょうご旅先e街ギフト加盟店規約
 - ウ. ひょうご旅先e街ギフト加盟店マニュアル
 - ⑦ ひょうご旅先納税コールセンター
 - ⑧ 加盟店への指定金額の振込
2. 乙から甲に対する前項第1号から第10号までの業務提供に関する諸条件については、提供される機能に応じ、別添1「旅先納税サービス利用規約」及び別添2「e街ギフトサービス利用規約」、別添3「GIONサービス利用規約」、別添4「ギフトバーコードサービス利用規約」（以下、総称して「本サービス利用規約等」という。）がそれぞれ適用されることを甲及び乙は確認する。但し、本契約に定める内容と、本サービス利用規約等の内容に齟齬がある場合は、第1号から第5号の機能提供については本サービス利用規約等が、第6号から第10号およびその他については本契約が優先して適用されるものとする。
3. 甲及び乙の責任と役割の分担については別紙1の通りとする。

第4条（電子スタンプ及びバーコード）

1. 甲及び乙は、ひょうご旅先e街ギフトを消し込み端末で消し込みを行うために必要な技術上又はその他調整が生じた場合、都度、関係各所と当該調整を互いに行うものとする。
2. 本契約の規定如何にかかわらず、乙は、消し込み端末（電子スタンプ、又はバーコードを読み取る端末のことをいう。）に起因する、消し込み処理の不具合及び使用者からのクレーム並びに第三者からの損害賠償請求等について、一切の責任を負わない。但し、乙の責に帰すべき事由による場合を除く。

第5条（契約期間）

1. この契約の期間は、この契約の締結日から令和8年3月31日までとする。なお、契約期間中に受け付けた業務については、その対応が完結するまで乙がその責を負うものとする。また、この契約の終了時にこの契約に関する未履行債務が存在する場合は、当該未履行債務については、引き続きこの契約に従いこれを取り扱うものとする。
2. 期間満了の2か月前までに甲乙いずれからも相手方に対してこの契約を終了する旨の書面による意思表示を行わない場合は、翌年度以降の契約継続意思を示したものとするが、その場合においても、新たに書面にて契約を交わすこととし、その書面を持って正式な契約継続とする。ただし、契約継続の最長期間は、令和9年3月31日までとする。
3. 前項にかかわらず、期間満了の6か月以内において、甲の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、その年度末をもってこの契約を終了することができるものとする。なお、甲は速やかに乙に終了する旨を通知するものとする。

第6条（対価）

1. 本件業務の対価（本サービス利用規約等に定める料金を含む。以下「対価」という。）の合計及び支払時期については、別紙2記載の通り規定する。
2. 乙は、本契約締結以降、甲に対し、毎月末を締日として、翌月初5営業日以内に、前項の対価に係る請求書を甲に送付するものとする。

3. 甲は、前項の請求書を受領した日が属する月の月末までに、前条の対価を乙の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、当月末が銀行休業日の場合は、前営業日を支払期日とする。振込手数料は甲の負担とする。
4. 前3項の定めに関わらず、対価及び乙の請求の時期並びに甲の支払時期及び支払方法その他事項については、甲乙別途料金に関する覚書で定めることがあることを甲乙相互に確認する。

第7条（知的財産権の帰属）

1. 本サービスに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウその他全ての知的財産権（二次的成果物に関する権利を含む。）は、乙に帰属するものであり、本契約をもって、これらの権利を甲に譲渡するものではない。
2. 本件業務遂行の過程で生じる知的財産権は、原則として発明、考案、使用又は創作をした者に帰属するものとするが、乙は、甲が本事業のために必要な範囲で、無償で使用することを許諾する。
3. 乙は、株式会社ギフトが商標登録した「e街ギフト」ならびに「旅先納税」の名称を、甲が、「ひょうご旅先e街ギフト」ならびに「ひょうご旅先納税」として、名称として使用するとともに、これに係る情報開示等を目的とした各種媒体、印刷物及び製作物等、並びに甲による「ひょうご旅先納税」に係る事業に関連して必要となる使用を、無償で行うことを許諾する。

第8条（報告義務）

1. 甲は、乙に対して、必要に応じて、本業務の遂行状況の報告を求めることができ、この場合、乙は、速やかに報告を行うものとする。なお、甲は、乙が報告業務を行うために過大な費用を要しないよう配慮するものとする。
2. 乙は、乙が本業務を受託する範囲内において自然災害その他の不可抗力又は自己の責めに帰すべき事由により事故が発生するなどして、本サービスの遂行に支障が生じたことを認識した場合には、速やかに甲に対して、当該事象を報告の上、誠実に協議の上、対応方針を決するものとする。
3. 乙は、自然災害その他の不可抗力又は自己若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由により事故が発生するなどして、乙による本サービスの遂行に支障が生じたことを認識した場合には、速やかに甲に対して、当該事象を報告の上、誠実に協議の上、対応方針を決するものとする。

第9条（データの削除）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当すると乙が判断した場合、乙が甲の委託に基づき保有する使用者に関する情報その他の各種データの一部または全部を削除することができる。
 - (1) その終了原因の如何を問わず、本契約が終了した場合
 - (2) 乙の各種サービスの円滑な運営を維持するためにやむを得ない場合
 - (3) 甲が本契約に定める各条項に違反した場合
2. 前項の定めのうち、第1号に該当する場合は、乙は当該契約が終了した日から1ヶ月が経過した日をもって前項のデータを削除することができるものとする。

第10条（機密保持）

1. 甲及び乙は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持するものとし、事前に相手方の書面による同意を得ることなく第三者に開示してはならず、また、本契約の履行の目的以外に利用してはならない。
2. 甲又は乙は、前項に定める秘密情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとする。
 - (1) 文書、サンプルその他の有形媒体で提供する場合、「Confidential」「秘密情報」又は

- これに類似する方法により秘密である旨を表示して提供すること。
- (2) 口頭又は視覚的方法で開示する場合、開示の際に当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を告げ、開示後 14 日以内に、その内容又は範囲を記載し、秘密である旨を表示した書面にて通知すること。
3. 本条第 1 項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとする。
 - (1) 甲又は乙が相手方から開示される前に既に適法に保有していた情報
 - (2) 甲又は乙が相手方から開示された秘密情報によることなく独自に開発した情報
 - (3) 公知の情報
 - (4) 甲又は乙が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 政府機関等に対して法律上開示しなければならない情報
 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を、本契約の履行の目的に必要な最小限の役員、使用人その他の従業者、弁護士、公認会計士その他法令により秘密保持義務を負う者に対してのみに、本契約と同等の秘密保持義務を課した上で開示できるものとする。
 6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（その複製物を含む。）を相手方に返還又は消去するものとする。
 7. 本条の規定は、本契約終了後、3 年間有効に存続するものとする。

第 11 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、本契約の全部又は一部を、催告その他の手続を要することなく、直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告をしたにも拘わらず当該期間内にこれを是正しないとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売その他公権力の処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の法的倒産手続開始の申立てのあったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき
 - (5) 前各号のほか、信用状態が著しく悪化したとき
 - (6) 相手方に対して重大な危害又は損害をおよぼしたとき
 - (7) 相手方の信用を著しく毀損したとみなされるとき
 - (8) その他前各号に準ずるとき
2. 本条による契約解除は第 13 条の損害賠償請求を妨げないものとする。

第 12 条（期限の利益）

甲又は乙は、前条第 1 項の規定により本契約を解除された場合、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する債務をただちに弁済するものとする。

第 13 条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約の履行に関して、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方にその賠償を請求することができる。但し、乙が発生した事象に関して甲に対して支払う賠償金の額は、本業務の対価に相当する金額を上限とする。

第 14 条（譲渡の禁止）

甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、若しくは担保に供してはならない。

第 15 条（残存義務）

本契約の終了後においても、第 7 条、第 10 条第 7 項、第 13 条から第 16 条、及び第 24 条については引き続き効力を有するものとする。

第 16 条（協議解決）

本契約に定めなき事項又は本契約の履行につき生じた疑義は、信義誠実の原則に則り甲及び乙は協議の上、円満なる解決を図るものとする。

第 17 条（生成 AI の利用に関する保証）

乙は、委託事務を処理するに当たり、生成 AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

第 18 条（生成 AI への入力及び出力結果）

乙は、委託事務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、本条第 5 項第 1 号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第 17 条及び第 18 条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 第 11 条の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。
3. 乙は、本契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。
4. 乙は、本契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。
5. 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
 - (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
6. 乙は、本契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、本契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

第20条（再委託の禁止）

1. 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
3. 乙は、委託事務の一部を第三者委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
4. 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても、同様とする。
5. 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
6. 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
7. 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

第21条（調査等）

1. 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。
2. 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

第22条（氏名等の公表）

1. 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第21条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。
2. 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。
3. 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

第23条（帳簿等の備付け）

乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

第24条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<以下余白>

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和7年●月●日

甲：神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 齋藤 元彦

印

乙：

印